

令和2年3月定例農業委員会議事録

(開会 3月25日(水) 午前9時

(欠席委員) 0名

(事務局出席者)原田局長、加藤次長、富田主幹、酒井主任主査、
山本主査、山口主事、川野主事、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから3月定例農業委員会議を開催します。
現在の出席委員は農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名です。
議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。
8番、近藤元壽委員、9番、深谷明良委員、よろしく申し上げます。
それでは議事に入ります。

議長：それでは、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。

事務局から説明がありました番号1、番号2については、受け人が同一であるため、一括して審議いたします。

明知上の件について、地元の深谷明良委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：現地も確認してきまして、良好な耕作管理ができています。
また、農業意欲も強く、今後継続していく意志も強いので、問題ないと判断します。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないので採決に移ります。
番号1、番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1、番号2について、許可することとします。

議長：続きまして、番号3、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：地図をご覧くださいますと、今回の申請地は、従来の所有地から離れたところにありますが、この区域は南部地区のワークショップで議論された地域で、主に農業法人さんが管理されていますが、農業法人さんの合意解約をして所有権を移転されるということであり、法律的にも問題ないと思います。また、この所有権を移転するという申請が、渡し人が希望されたのか受け人の希望であるか、説明していただければと思います。

事務局：発端としましては、受け人としては、経営農地の面積を拡大したいという意向があり、渡し人としては売却して資金を確保したいという理由がありまして、受け人と渡し人の間で意向がマッチングしたため、今回の売買が成立したと伺っております。事務局のほうではそこまでしか確認はとれていません。よろしく願いいたします。

議長：ほかに御意見はありますか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので採決に移ります。
番号3について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、許可することといたします。

《採決結果：議案第46号 全員賛成3件》

議長：それでは、続きまして、議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請の意見についてですが、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に該当しない番号1、番号2、番号4、番号5について事務局からの説明を求めます。

【議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：番号1、三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見を
願います。

野々山委員：補足資料の3ページを見ていただきますと、申請地は住宅が多く並ぶ
ところでございますので、何ら問題はないと思います。以上です。

議 長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙
手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等ないようですので番号1について採決をとります
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付
すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対
し進達することとします。

議 長：続きまして、番号2、西一色の件について、地元の加藤英幸委員から
御意見を願います。

加藤委員：補足資料の5ページにある通り、この場所は、譲受人の工場内に入っ
ている農地です。これは、転用もやむを得ないところの状態に農地が
あります。この写真を見ますと、西側にはドラム缶が図面の状態で置
いてあります。南側は排水路で、北側は農道ですが、この農道も譲受
人工場内の道路のようになっており、作業場というほどではないです
が、工場内道路の状態になっているところですが、こういう状態なら、
やむを得ないと思います。以上です。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙
手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等ないようですので、番号2について採決をとります
す。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付

すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号4、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)類：分家住宅という申請で、前回、12月のときに農振除外で承認をとっておりますので、問題ないと思います。以上です。

議長：ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので、番号4について採決をとります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号5、苧生の件について、事務局から御意見ををお願いします。

事務局：該当する農地は畑で、付近の畑との高低差を見ても、大きいところでは1m以上の高低差があります。それから、人家に接しているということで、農地の集団化等に対しての影響は小さいため、今回の申請で問題ないと判断されます。以上です。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員からの説明がありましたが、御意見等のある委員は

挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号5について採決をとります。

番号5について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：番号3については、小林秀樹委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、番号3について説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：番号3、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見をお願いします。

酒井委員：今、説明のあったとおりですが、この店の駐車場が狭いということで拡張の申請がされています。周りに住宅もありませんし、また耕作されている農地もありませんので、排水等も問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第47号 賛成5件》

議長：続きまして、議案第48号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第48号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のあった番号1、番号2、萌生の件については、願出者が同一であるため、一括して審議いたします。

地元の小河壽久委員から御意見を申し上げます。

小河委員：該当する土地は、作物等が栽培されていると確認していますので、問題ないと思われま

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言を申し上げます。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので採決に移ります。

番号1、番号2について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1、番号2については証明書を発行することとします。

議長：続きまして、番号3、萌生、福谷、高嶺の件について、地元の小河壽久委員、林茂実委員、近藤浩尚委員から御意見を申し上げます。
まず、小河委員、申し上げます。

小河委員：該当する土地は、作物が栽培されていることを確認しておりますので、問題ないと判断します。

議長：続きまして、林委員、お願いします。

林委員：申請者は、以前から農業に従事してみえました。お父さんが亡くなられて、納税猶予ということですが、水田については適正に管理されております。三好丘の市街化区域内の2筆についても、柿が植えてあり、適正に管理されていますので、問題ないと思います。

あと生産緑地について、引き続き指定を受けていくということだと思えますが、こちらの手続のほうはどうなっているのか、その点についても伺いたいです。

事務局：生産緑地の指定につきましては、都市計画課のほうで手続をされているということで確認はさせていただいております。

議長：続きまして、近藤浩尚委員、お願いします。

近藤委員：問題はありません。

議長：ありがとうございます。

それでは、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないので採決に移ります。

番号3について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第48号 全員賛成3件》

議長：続きまして、議案第49号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第49号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のあ

る委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので採決に移ります。
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第49号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第50号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、事務局からの説明を求めます。

【議案第50号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のあったことについて、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので採決に移ります。
議案第50号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第50号については承認することとします。
なお、事務局においては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第50号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第51号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局からの説明を求めます。

【議案第51号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明のあったことについて、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等ないようですので採決に移ります。

議案第51号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、議案第51号については承認することとします。

なお、事務局においては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第51号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第52号、農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積の設定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第52号、農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積の設定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明があったことについて、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等ないようですので採決に移ります。

議案第52号について、原案どおり決定することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第52号について、原案どおり決定することとします。

《採決結果：議案第52号 全員賛成1件》

議長：続きまして、諮問に移ります。

諮問第9号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第9号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった番号1、新屋の件について、地元の原田一豊委員から御意見ををお願いします。

原田委員：ただいま、事務局から説明がありましたように、農振除外の要件を全て満たされて、申請されているということで、先日、3月21日に地元、土地改良区の工区長と相談をしましたが、駐車場ということで、雨水については土地改良区の排水路に放流するということですので、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないので採決に移ります。

番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、適当であるとして、市に答申することとします。

議 長：続きまして、番号2、黒笹の件について、地元の加納勇委員から御意見ををお願いします。

加納委員：資料に書いておられますとおり、地権者につきましてはおおむね承諾をしておきまして、既に業者がボーリング調査、地質調査に入っております。ただ、この事業地の先隣の地権者から、事業は承諾しかねるという旨の文書がありました。何が承諾しかねるかという点、事業地のちょうど中央に南北に横断します農道と、水路があるわけですが、その部分を、計画では付け替えする予定で図面が示されまして、説明を行ったところ、道路を曲げるのに反対する声が出ました。道路の付け替えは、県道から元の農道へ入るような形で付け替えする計画で、水路につきましては、真っすぐでは事業計画ができませんので、やはり曲げて、また元の水路に戻すという計画で説明しましたところ、地権者の考えは変わらず、事業の説明をし、理解を得ようとはしましたが、なかなかいい返事がもらえないまま現在に至っています。

いずれにしても、事業地の計画上、道路につきましても、水路につきましても、付け替えしないことには土地利用ができない判断をしていますが、現在のところ、そのような状況であります。このまま平行線をたどっていくのではないかと思います。いずれにしても、反対しているのは計画地外の方ですので、どのような考え方をすべきかというのがあって、地権者はいいと言うものの、先隣の土地の方が嫌だ、駄目だという話は判断が難しいと考えています。以上です。

議 長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：加納委員からの、農道の付け替えという計画についてですが、資料の事業計画図については、農道の付け替え部分が示されていないが、農道の付け替えは、図面に載せる必要があると思います。北側の農地と南側の農地が完全に分断されてしまいますので、除外に当たって、付け替えも反対という方もみえるということですが、このことについても、市のほうが明確に指導していく必要があると思います。

加納委員：事業計画図にも示してあるので、図面で説明しましょう。

この20ページの図面ではありますが、ちょうど中央の部分が事業地であり、付け替えは、県道米野木筋生線の道路から入る道路を一番向か

って左側のところに付けて、既設の道路へ戻すという図面です。
それから水路につきましては、田んぼの真ん中、下のほうにあります
が、その水路をちょうど図面の白地のところにありますセブンーイレ
ブンの裏手の部分に、県道側からつけ込んで、4カ所のクランクで水
路を曲げて、上流から下流へ水を流すというような計画です。

林委員：これは、農道の計画ですか。

加納委員：そうです。白・黒字で、分かりづらいですが、そういう形で付け替え
をしましょうということです。

林委員：結局、真っすぐ行けた人が県道へ出ないといけないという具合ですね。

加納委員：そうです。それが不便だよという話です。

林委員：西側のほうに回したほうがいいように思いますが。

加納委員：その辺りの考え方が、どうかという話ですが、こちらの県道側から出
入りするような形にした方が必要な土地の面積が少ない問うメリット
があり、それで県道のほうから出入りする形が良いと考えていました。
現在の農道の主な利用者は、すぐ隣の温室の方であり、温室の方は、
市内業者と契約しておりますので、車に積んで、毎朝、花の苗を持っ
ていかれるという形です。温室の方は、道路をもう少し広げてもらえ
ないかということはおおむね承諾しているとい
うことでありました。

他の方は田植えの時期になるとたまに道路を利用するというような状
況ですが、地元では、そちらについては、県道から出入りできる道路
がすぐそばに付いていますので、影響は少ないと考えていますが、中々
判断が難しいところです。

議 長：ほかに御意見ありますか。

深谷(良)類：耕作者が現在いらっしゃると思うのですが、写真を見ますと、まあ、
放棄地ではない、現在耕作をしているという状況の田んぼのように見
受けられます。この田んぼが、減少していくという、そういう方向に
ついてはよろしくないのかなと思います。というのは、今現在、耕作
をしているところの農業法人の方は、本当にいいですよと言っている
のか、その辺がよくわからない。農地の集約化の面で反するような内
容ではないのかなという感じを受けますが、その辺りのところはど
うなのでしょう。

事務局：議案の26ページ、右下の表を見ていただきますと書いてありますが、
農事組合法人ファームズ三好さんが認定農業者としてこの区域で耕作
をされております。この案件の御相談があったときに、最初に、認定
農業者を、特に経営を圧迫しないようにお願いしますということで、

希望としましては、どうしてもここで事業をされるのであれば、その分の代替地を紹介してくださいと事業者にまず申し入れをさせていただきました。それで、努力はしていただいたのですが、なかなか代替地も用意ができないということで、利用権を結んでいる期間の耕作が本来できたであろう収益の補償をさせていただくと伺っております。その辺が、現在、事業者とファームズさんの中で調整中だと伺っております。

また、水田の面積が減少するので、将来にわたって食糧を確保するのが心配だというご意見だったと思いますが、現在、本市の中で約400ヘクタールほど水田がございます。生産調整という制度自体はなくなりましたが、目標作付量ということで、240ヘクタールほどの割り当てが毎年来ております。内訳を言いますと残り200ヘクタールぐらひは水稻を作付していない耕作放棄が発生している状況でありますので、経済活動の面からいくと、比較は大変難しいところではありますが、その辺は、やむを得ないかなと考えております。以上です。

議長：そのほかに、御意見等ございますか。

近藤(元)類：農道の付け替えということで、県道のほうに出ているわけですけど、実質問題、隣に愛知用水の敷地があって、そこが、通れるようになっているわけで、ほぼ意味がない状態になっている。私どもからすると、この工場の東側、西側に田んぼがありますので、特に駅に近いほうにも水田がありますので、このような形になりますと、県道、それからコンビニの前、スピードが出るトラクターはまだしも、田植え機、コンバインが県道を走る状態になります。結構大きいので、危険ではありますが、特に苦情が起きなければ、私どもも県道使わせてもらいますが、本当にそれでいいのかというところになります。特にコンバインですと泥をたくさん落としますと、そこを片づけるというのも非常に難しいので、その辺はどう考えているかお聞かせください。

事務局：農作業の車両であっても、公道を走ることは可能ですので、交通安全に気をつけていただいて通行していただければと思います。

ただ、最後の泥を落とすというのは、それはちょっと問題があると思いますので、農地から出た段階でタイヤ等についている泥は取っていただいた上で移動をお願いしたいと思います。以上です。

林委員：先ほどの農道の件ですけども、県道から入っていくということであれば、北と南の農地が分断されます。農家の不利益にならないような農道の付け替えとして、西側に付け替えて、農道として作り変えれば、県道に出なくてよくなるので、市としてそういった指導をすべきだと

いうふうに私は思のですが。

事務局：最初の相談の段階で、今、林委員が言われたような配置の計画で相談を受けさせていただきました。その後、地元との協議の中で、この農道の付け替えについては、こちらを希望されたということで市のほうは確認をさせていただいて、やむを得ないという判断をさせていただいております。以上です。

林委員：今の付け替えの形だと、農業者に不利益になるんじゃないですか。今言われたように、農道じゃなくて、県道を通らなければなりませんので、市として、その辺りはいかがでしょうか。

事務局：本案件については、やむを得ないと考えております。

鈴木委員：林委員の質問にお答えをさせていただきますが、上流、公民館側を前田、北側を下田といいますけども、この前田と下田で両方土地を持ってみる方は、このセブン-イレブンの県道際に少しあるだけでございます。県道側にあるだけで、北側の土地と南側の土地を通過して耕作される方はほとんどお見えになりません。ただ、今まで真っすぐ通っていた道を迂回しなければならないという手間はありますが、直接田んぼから田んぼへ動くということについては、そのような耕作者はほとんどいません。以上です。

澁(良)類：図面のほうからちょっと確認させていただきます。この土地、周辺全て恐らく水田と見られるわけですけども、その真ん中に、申請地があるということ自体がちょっとおかしいのではないのかなと思います。分断された農地が残って、その農地はいずれ、農地でない形になっていくのではないかなと感じるんですが、例えば端っこからやっていくというのなら、全体の農地が守られるという感じは受けるんですが、真ん中にどんと来ると、その周辺の農地は農地ではなくなっていく可能性が高くなるのではないかなという感じを受けるんですが、どうなんでしょうか。

事務局：今言われた御意見につきましては、基本的にはそういう考え方の中で農地を守っていきたいと考えています。ただ、今回の申請地につきましては、市街化区域に隣接する位置、また少し南に下がりまして、インターチェンジの周辺に位置しておりまして、市の土地利用計画の中でも、将来的には宅地利用をしていくという位置づけになるところであります。委員が御心配されているところはごもつともであります。やむを得ないと判断させていただきました。分断するかしらないかというところは非常に難しい判断ではありますが、今回が、分断しないとは図上の見えて言い切れない部分もありますが、土地利用上の影響は少なく、やむを得ないという判断をさせていただ

きました。以上です。

議 長：ほかにございますか。

加納委員：この土地になぜ工場の誘致をするのかという元々の考えがよく分からないところですが、いずれにしましても、地権者を見ますと、大方が後継者のいない状態で、「後継者もないし、土地を買ってくれるなら」という感覚もなきにしもあらずです。それで、ファームズさんのような、担い手への心配もありますが、「じゃあ農業をやりなさいよ」「水田だから残していきなさいよ」というようなことを、誰の責任で言うのかという話になると、中々厳しいという状況です。自分のところが、後継者が農業をやっていないのに、他の農家に対して、後継者がいないことを改善するような話は出来ないという中で、幸い、ファームズさんが農業をやっていたので、何とか続いているような状況です。

大半の方が後継者になり得る方がいないというのが、この土地の状況です。以上です。

議 長：ほかにございますか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、たくさん意見が出ましたが、意見もそろそろ出尽くしたようでありますので、採決をしたいと思います。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号2について、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第9号 賛成2件》

議 長：続きまして、諮問第10につきましては、近藤元壽委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第10号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようですので採決に移ります。

諮問第10号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、諮問第10号について、適当であるとして、市へ答申することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第10号 全員賛成1件》

議長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和2年2月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、ないようでありますので、以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。

これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：ありがとうございました。

それでは、引き続き、3月農地利用最適化推進会議のほうを開かせていただきます。

別添で、資料のほうを御用意させていただいておりますので、御用意ください。

今月につきましては、4件、資料1から4まで用意させていただきましたが、初めに1から3についてこちらから説明をさせていただきます。お願いします。

- 1 みよし市農業委員会意見交換会の開催について
- 2 令和2年度みよし市農業委員会の開催日程について
- 3 みよし市農業施策に関する意見書について
- 4 令和2年度みよし市農業委員会事務局組織について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：どうもありがとうございました。

全体を通しまして何か御意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして会議のほうを閉じたいと思います。

一同御起立をお願いします。

一同、礼。

(閉会午前10時15分)